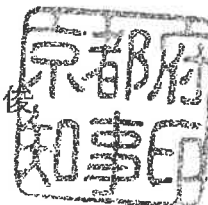




2環管第209号
令和2年7月17日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に
係る環境影響評価準備書について(諮問)

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、下記の者から一般廃棄物焼却施設の設置の事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出がありました。

つきましては、条例第23条第1項の規定により、その内容についての貴専門委員会の意見を求めます。

記

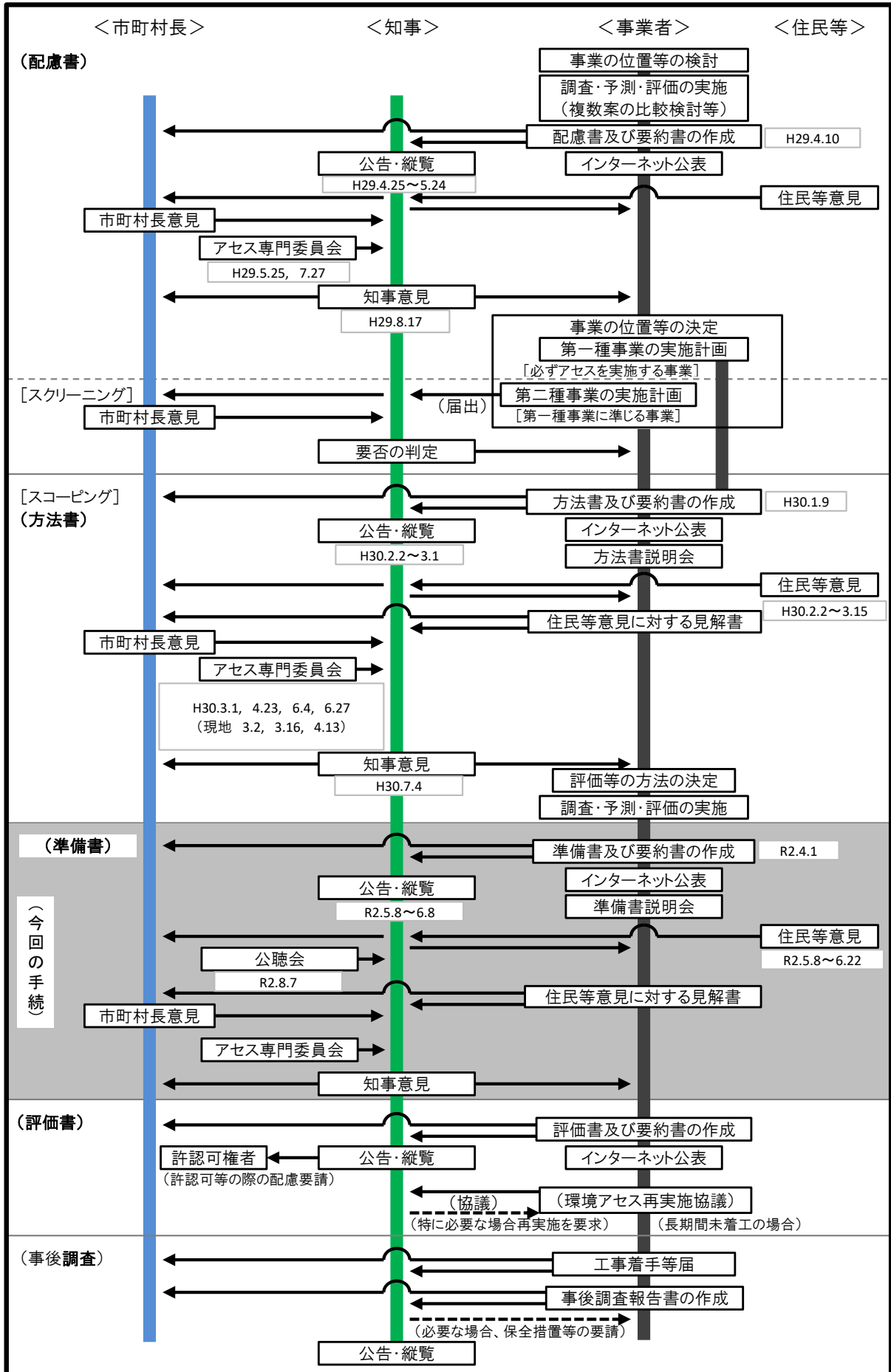
枚方京田辺環境施設組合 管理者 上村 崇

(諮問理由)

条例第23条第1項において、「知事は、準備書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造のための措置その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第16条第1項の規定により上記事業者から提出のあった準備書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。

京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ

資料9



環境影響評価準備書の概要と手続等

事業者	枚方京田辺環境施設組合（管理者 上村 崇）		
事業が実施されるべき区域	京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか		
事業名称	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業		
事業の内容	<p>一般廃棄物焼却施設の設置</p> <p>環境影響評価条例施行規則 別表 6（3）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理能力 168 t / 日（7t / 時間） 1 炉 （可燃ごみ量（平常時）156t / 日、災害廃棄物 12t / 日） ・ 処理方式 ストーカ式焼却炉 ・ 計画地盤高 120m ・ 煙突高さ 100m ・ 排水 下水道放流の予定 		
稼働開始年度(予定)	令和7年度		
関係地域の範囲	<p>対象事業実施区域から半径約 1.6 km の範囲及び国道 307 号と都市計画道路長尾杉線との分岐箇所まで</p> <p>（含まれる市町村：京田辺市、大阪府枚方市）</p> <p>* 東部清掃工場での排ガスの最大着地濃度地点（0.8km）の2倍</p>		
<p>評価項目</p> <p>大気環境 水環境 地質・土壌環境 動物 植物 生態系 景観 人と自然との触れ合いの活動の場 廃棄物等 温室効果ガス等</p>	工事中	造成	浮遊粉じん、地形及び地質、土壌汚染、動物、植物、生態系、廃棄物等
		建設機械	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、動物、生態系、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		雨水の排水	水の濁り（SS）
	供用時	施設の存在	動物・植物・生態系、景観、人と自然の触れ合い
		施設の稼働	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、動物、生態系、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		廃棄物の発生	廃棄物等

年月日	手続き等
R2. 4. 1	準備書提出
4. 3	大阪府知事協議
5. 8	準備書公告・縦覧（～5/8）、意見募集（～6/22）
5. 20	説明会開催中止届出
7. 17	環境影響評価専門委員会（第1回）
8. 7	公聴会の開催
8月下旬まで	公聴会の意見送付
8月下旬まで	事業者見解提出
10月下旬まで	京田辺市長意見
11月上旬 ～中旬	環境影響評価専門委員会（第2回）
11月下旬まで	大阪府知事意見
12月上旬頃	環境影響評価専門委員会（第3回）
12月中旬まで	知事意見送付

120日以内